平成２５年（再イ）第１７号

大阪府泉大津市北豊中町３丁目５番18号、前住所大阪府和泉市伯太町２丁目２番７号Ｖスペース201号

再生債務者　今西　龍也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月29日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２４号

大阪府阪南市自然田466番地の49

再生債務者　前田　博幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月30日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第２号

広島県福山市大門町３丁目29番22―３号

再生債務者　塩野　　弘

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年７月10日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成25年９月２日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第５号

北海道千歳市豊里１丁目４番10―304号　セリーヌⅢ

再生債務者　橋野　　洋

1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月７日から平成25年10月15日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第６号

京都市伏見区下鳥羽南三町13番地

再生債務者　西田　保子

1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月４日から平成25年10月11日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第２号

和歌山県橋本市神野々1042番地の18

再生債務者　小谷　知行

1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月７日から平成25年10月21日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第５号

さいたま市南区別所６丁目17番17―102号

再生債務者　工藤健太郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月24日まで

平成25年９月２日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第３号

埼玉県春日部市粕壁３丁目10番45―104号

再生債務者　張替　君子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月24日まで

平成25年９月２日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１３年（再ロ）第２号

長野県上伊那郡中川村大草4107番地の２

再生債務者　代田　正則

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成13年11月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年９月２日　長野地方裁判所伊那支部

平成１４年（再ロ）第５０号

京都市右京区西院北矢掛町43―１ケイハンシティセカンドビル401、認可決定時の住所福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水84―１

再生債務者　今泉　秀幸

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成15年６月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年９月２日

福島地方裁判所いわき支部

企業年金基金変更公告

ユーセー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。

1．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋茅場町１丁目９番４号長寿ビル８階

2．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋１丁目16番11号日本橋Ｄスクエア５階

3．変更年月日　平成25年９月９日

平成25年９月10日　ユーセー企業年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成25年９月10日　愛媛県教育委員会

1　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

⑴　小学校教諭二種免許状、昭52小二普第259号、昭和53年３月31日、香川県教育委員会、山脇　宏正、高知県

⑵　中学校教諭一種免許状（社会）、昭52中一普第428号、昭和53年３月31日、香川県教育委員会、山脇　宏正、高知県

⑶　高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）、昭52高二普第416号、昭和53年３月31日、香川県教育委員会、山脇　宏正、高知県

2　失効年月日　平成25年８月27日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月二十六日

掲載頁　六十三頁（号外第一八六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月二十六日

掲載頁　六十三頁（号外第一八六号）

平成二十五年九月十日

東京都台東区蔵前四丁目三二番一二号

（甲）石井工業株式会社

代表取締役　加藤　昌一

愛知県豊橋市西幸町字東脇二〇二番地

（乙）株式会社フォータイルワン

代表取締役　加藤　昌一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ikk-grp.jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月三十日

掲載頁　五十六頁（号外第十八号）

平成二十五年九月十日

佐賀県伊万里市新天町七二二番地五

（甲）アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役　金子和斗志

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目六番五号

（乙）スイートヴィラガーデン株式会社

代表取締役　菊池　旭貢